

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 2 6 年第 2 回有田川町議会定例会)

平成 2 6 年 6 月 1 1 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 5 年度有田川町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 5 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 5 号)
- 日程第 6 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 5 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第
4 号)
- 日程第 7 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 5 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3
号)
- 日程第 8 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 5 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4
号)
- 日程第 9 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 5 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第
3 号)
- 日程第 10 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 5 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 11 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 5 年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算 (第 1
号)
- 日程第 12 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 5 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算 (第 3
号)
- 日程第 13 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 5 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算

(第3号)

- 日程第14 報告第11号 平成25年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第15 報告第12号 平成25年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第16 報告第13号 平成25年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第17 報告第14号 平成25年度有田川町浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第18 報告第15号 平成25年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第19 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 報告第19号 有田川町土地開発公社の経営状況について
- 日程第23 報告第20号 財団法人有田川町ふるさと開発公社及び一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第24 議案第47号 平成26年度有田川町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第48号 有田川町公共用地取得基金条例の制定について
- 日程第26 議案第49号 有田川町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第50号 有田川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第51号 有田川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第52号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第53号 平成26年度単第5号清水簡易水道配水池設置工事の請負契約について
- 日程第31 議案第54号 有田川町道路線の変更について
- 日程第32 議案第55号 有田川町道路線の変更について
- 日程第33 議案第56号 有田川町道路線の認定について
- 日程第34 議案第57号 有田川町道路線の認定について
- 日程第35 議案第58号 有田川町副町長の選任の同意について

日程第36 議案第59号 有田川町監査委員の選任の同意について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
5番	森 本 明	6番	殿 井 堯
7番	佐々木 裕 哲	8番	岡 省 吾
9番	森 谷 信 哉	10番	堀 江 眞智子
11番	中 山 進	12番	新 家 弘
13番	湊 正 剛	14番	増 谷 憲
15番	橋 爪 弘 典	16番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番	辻 岡 俊 明	14番	増 谷 憲
----	---------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	消 防 長	前 田 英 幸
総務政策部長	武 内 宜 夫	住民税務部長	清 水 美 宏
建設環境部長	佐々木 勝	福祉保健部長	辻 勇
産業振興部長	林 孝 茂	総務課長	中 裕 準
企画財政課長	一ツ田 友 也	教育委員長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	教 育 部 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	中 西 満 雄	書 記	林 美 穂
---------	---------	-----	-------

8 議事の経過

開会 9時33分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達していますので、第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成26年第2回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時33分

○議長（湊 正剛）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、辻岡俊明君、14番、増谷憲君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（湊 正剛）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、6月4日に開催された委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、中山進君。

○議会運営委員長（中山 進）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告申し上げます。

去る6月4日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日程について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から6月25日までの15日間と決定させていただきました。なお、一般質問は19日、20日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりいたしたく思います。日程第4から日程第36までの報告20件、議案13件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査願いたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第4、報告第1号から日程第23、報告第20号及び日程第35、議案第58号、日程第36、議案第59号についての議案審議を本日お願いいたします。

この会期、日程等について御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位の御協力をお願い申し上げまして報告といたします。

○議長（湊 正剛）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月25日までの15日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月25日までの15日間と決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（湊 正剛）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告20件、議案13件であります。

また、本日の説明員は町長ほか13人であります。

次に、本定例会までに受理いたしました陳情、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書については、総務文教福祉常任委員会に、お手元に配付の文書表のとおり付託することに決定しましたので御了承願います。

次に、監査委員より、平成26年1月、2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果及び平成25年度水道事業棚卸検査の結果について、それぞれお手元に配付のとおり報告されています。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4から日程第36までの報告20件、議案13件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

日程第4から日程第36までの報告20件、議案13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに平成26年第2回有田川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、去る4月1日付で職員の人事異動を発令しましたので、新たに出席する職員を御紹介いたします。

福祉保健部長の辻勇でございます。

○福祉保健部長（辻 勇）

よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

建設環境部長の佐々木勝でございます。

○建設環境部長（佐々木勝）

よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

総務課長の中裕準でございます。

○総務課長（中裕 準）

よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

以上で紹介を終わります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

なお、説明員として出席する者は、副町長、教育委員長、教育長、部長職8名、課長職2名、私を含め14名が常時出席いたします。

また、議案によって臨時的に出席する課長等につきましては、当日の議会開会までに議長に申し出て、許可を得るようにいたしたいと思っておりますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいま上程されました議案について、説明を申し上げます。

報告第1号から報告第10号までの10議案につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、平成25年度一般会計、各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成25年度有田川町一般会計補正予算第6号であります。

今回の補正は、町税、交付金、地方交付税、国及び県支出金及び町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、減債基金に2億円、公共施設整備基金に4億1,000万円をそれぞれ積み立て、翌年度の財源として、予備費に2億4,519万2,000円を確保しております。これにより3億976万円の増額補正となり、補正後の予算総額は167億8,716万6,000円と相りました。

報告第2号は、平成25年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。

今回の補正は、事業費が確定したことにより国庫支出金及び繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、国民健康保険事業基金積立金に5,000万円を積み立て、翌年度の財源として予備費に5,297万7,000円を確保した結果、6,351万7,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は38億3,367万5,000円と相りました。

報告第3号は、平成25年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、事業費が確定したことにより繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、106万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は7億2,521万2,000円と相りました。

報告第4号は、平成25年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、事業費が確定したことにより繰入金及び保険給付費等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、6,

643万1,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は27億3,706万2,000円と相りました。

報告第5号は、平成25年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、事業費、管理費等が確定したことにより繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額を減額した結果、1,918万7,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は5億8,469万3,000円と相りました。

報告第6号は、平成25年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、事業費等が確定したことにより負担金、国庫補助金、繰入金、町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、公共下水道事業整備基金に3,867万5,000円を積み立てた結果、1億8,213万円の減額補正となり、補正後の予算総額は13億9,048万2,000円と相りました。

報告第7号は、平成25年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、使用料、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,871万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は2億6,326万7,000円と相りました。

報告第8号は、平成25年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額24万7,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は174万2,000円と相りました。

報告第9号は、平成25年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額41万4,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は1,039万3,000円と相りました。

報告第10号は、平成25年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、2,110万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は1億2,038万6,000円と相りました。

報告第11号から報告第15号までは、平成25年度有田川町一般会計、特別会計、水道事業会計予算の繰越計算書の報告についてであります。

報告第 1 1 号は、平成 2 5 年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成 2 5 年度の一般会計予算の経費を平成 2 6 年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製したもので、これを報告するものであります。

報告第 1 2 号は、平成 2 5 年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成 2 5 年度の簡易水道事業特別会計予算の経費を平成 2 6 年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製したもので、これを報告するものであります。

報告第 1 3 号は、平成 2 5 年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成 2 5 年度の公共下水道事業特別会計予算の経費を平成 2 6 年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製したもので、これを報告するものであります。

報告第 1 4 号は、平成 2 5 年度有田川町浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成 2 5 年度の浄化槽事業特別会計予算の経費を平成 2 6 年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製したもので、これを報告するものであります。

報告第 1 5 号は、平成 2 5 年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

平成 2 5 年度の水道事業会計予算の経費を平成 2 6 年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第 1 6 号から報告第 1 8 号までの 3 議案は、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき条例制定の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

報告第 1 6 号は、有田川町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成 2 6 年 3 月 3 1 日に公布され、4 月 1 日から施行されることとなったのに伴い、住民税関係では、法人住民税の法人税割の税率の引き下げを行い、軽自動車税関係では、原動機付自転車、二輪車、小型特殊自転車、軽自動車の標準税率の引き上げを行います。固定資産税関係では、耐震改修が行われた既存建築物について固定資産税の税額の減額措置を創設いたします。

以上の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

報告第 1 7 号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成 2 6 年 3 月 3 1 日に公布され、4 月 1 日から施行されることとなったのに伴い、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げを行うとともに、軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含



め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額の引き上げを行います。

以上の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

報告第18号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正が行われ、平成26年4月1日に施行されたことに伴い、不測の事態が生じないように、有田川町消防団等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

報告第19号及び報告第20号は、有田川町土地開発公社及び財団法人有田川町ふるさと開発公社及び一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

報告第19号は、有田川町土地開発公社の経営状況についてであります。

有田川町土地開発公社は、平成26年3月25日、町議会において解散についての議決をいただき、平成26年5月2日付で和歌山県知事に認可されましたので、同日をもって解散となりました。今後の清算の手続については、有田川町土地開発公社清算人会の下で清算終了の手続を進めているところであります。

以上のことから、今回、平成25年度の経営状況及び平成26年5月2日までの解散の間の平成26年度の経営状況について報告をさせていただきます。

平成25年度、平成26年度ともに土地の取得及び処分はございませんでした。結果、平成25年度末、平成26年度末ともに土地の保有状況は、完成土地等87万2,893平方メートル、金額にして8,398万3,000円となります。

平成25年度の財務状況は、損益勘定では、事業外収益34万4,532円に対し一般管理費は55万7,221円で、差し引き21万2,689円が当該年度の損失金であります。

平成26年度の財務状況は、損益勘定で、事業外収益2,500円に対し一般管理費は5万432円で、差し引き4万7,932円が平成26年度の損失金であります。

以上によりまして、平成26年5月2日現在における現金預金残高は7,755万2,630円と相なります。

報告第20号は、財団法人有田川町ふるさと開発公社及び一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。

平成25年度は、有田川町ふるさと開発公社にとって大きな改革となる1年となりました。旧あさぎりの施設が平成25年4月10日をもって閉館して取り壊し、新あさぎりが同6月30日にオープンしました。そして、駐車場も整備され、栗林地区の再開発事業も終わり、ようやくあさぎり周辺も落ちつきを取り戻しました。

また、平成20年12月から始まりました公益法人制度改革により、かねてから準備を進めてきました一般財団法人への移行手続につきましては、理事会などの審議や

決議を経て、平成25年7月3日に和歌山県へ移行許可申請書類を提出し、同9月17日付で移行許可を受けることができました。その後、同10月1日付での移行登記の申請をし、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社に名称を変更して新たな法人運営を始めております。

旧財団法人としましては、昨年の9月をもって決算を終え、新たな一般財団法人として10月からの半年間で最初の決算を迎えることになりました。

公の施設における指定管理者として、平成25年度1年間の業績に関して見てみますと、事業収入は1億9,774万円、前年比97.3%となりました。この減少の大きな要因といたしましては、昨年6月までの3カ月間、あさぎり周辺が工事中であったこと、12月以降の閑散期にふれあいの丘を休館したこと、また農林産物振興センターや高原の家しみずを閉館したことなどで収入が減少しております。一方、新あさぎりでは885万円、白馬は572万円、遠井キャンプ場や二川温泉においては増収となっています。

また、事業費用は6,135万円、前年比99%となりました。特に食文化提供事業においては、材料費等の価格高騰により原価率は昨年に比べ2.7%上昇し、39.9%となりました。

次に、各施設全体の管理費用は1億6,077万円で、前年比99%となりました。主な内容としましては、正規職員退職に伴い人件費が約593万円減少しましたが、電気料金の値上げ等により光熱水費が121万円、消耗品費が172万円増加し、管理費全体では170万円の減少となっています。

次に、営業利益は、事業収入1億9,774万円から事業費用と管理費用を合わせた費用2億2,212万円を差し引いた結果、営業利益はマイナスの2,439万円となり、昨年に比べると326万円の減益となりました。

なお、開発公社の主要な施設であるあさぎりや白馬では増益となっております。これに指定管理料などを含めた経常利益はマイナス754万円となり、前年度より265万円の減益となりましたことを御報告させていただきます。

ことしの4月からは消費税増税もあり、メニューの見直しや価格変更等を行っております。今後は、油類や食材等の値上がりも予想される中、一層の経営努力をするよう申し入れをしております。

また、ことし和歌山県では、世界遺産登録10周年記念事業や和歌山destinationキャンペーンなど大型観光キャンペーンが、そして11月には和歌山県版の棚田サミットが清水地域で開催されます。来年には、高野山開創1200年や紀の国わかやま国体が開催され、全国から多くの方々が訪れます。これらを契機として、またとないチャンスと位置づけ、今まで以上に努力をし結果を残していくよう、ふるさと開発公社に強く申し入れをいたしたく考えているところであります。議員皆様方の御指導、御協力のほど、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議案第47号は、平成26年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、2款総務費の総務管理費では、一般管理費の退職手当事務組合特別負担金として728万8,000円を、電子計算費の電算委託料として547万4,000円を、情報通信基盤施設費の施設整備管理委託料に200万円を、3款民生費の児童福祉費では、児童福祉総務費に家庭支援総合センターの費用として賃金等に301万円を、4款衛生費の清掃費では、ごみ置き場設置補助金に240万円を、6款農林水産業費の農業費では、農業振興費の鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金に195万円を、8款土木費の都市計画費では、都市計画総務費の藤並駅駐輪場整備工事費として250万円を、10款教育費の教育総務費では、義務教育振興費の自動車購入費を300万円減額。13款諸支出金の基金費では、公共用地取得基金積立金に7,750万円を計上し、その他所要の補正を行った結果、今回の補正額は1億52万5,000円の追加となり、補正後の予算総額は144億6,052万5,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしましては、国・県支出金、財産収入、繰入金、繰越金等を充てることにいたしております。

議案第48号は、有田川町公共用地取得基金条例の制定についてであります。

公共用地の新設、拡張等に伴う用地を円滑かつ効率的に取得するための基金を設置するため、条例を制定するものであります。

なお、基金の原資といたしましては、有田川町土地開発公社の解散に伴う残余財産のうち剰余金を積み立てたいと考えております。

議案第49号は、有田川町社会教育委員設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正により、社会教育委員の委嘱に当たっての基準が削除されたことに伴い、その基準については市町村が条例で定めることとされたため、今回の制定を行うものであります。

議案第50号は、有田川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

教育長に対する扶養手当の支給について、近隣団体との均衡を図るために条例の一部を改正して、扶養手当の支給を廃止するものであります。

議案第51号は、有田川町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が平成26年4月1日から施行され、非常勤消防団員の退職報償金支払額が増額されたことに伴い、本町においても有田川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正を行うものであります。

議案第52号は、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、多くの人々が集合する催しに際し、火気器具等を使用する場合の消火準備と大規模な催しを主催する者に対する防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画と届け出が義務づけられたことなどが改正され、これに伴い現行の有田川町火災予防条例の一部を改正する必要が生じたため、条例の改正を行うものであります。

議案第53号は、平成26年度単第5号清水簡易水道配水池設置工事の請負契約についてであります。

平成26年度単第5号清水簡易水道配水池設置工事を施工するため、平成26年5月22日、10業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町庄774番地2、桑原組、桑原多鶴子氏が1億76万4,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第54号から議案第57号までの4議案は、有田川町道路線の変更及び認定についてであります。

議案第54号は、有田川町道路線の変更についてであります。

有田川町大字楠本地内、町道日浦生石線延長2,407.5メートルを、道路法の規定により町道の変更認定をお願いするものであります。なお、変更内容は起点・終点を変更し、変更後の延長は2,921.5メートルとなります。

議案第55号も、同じく有田川町道路線の変更についてであります。

有田川町大字徳田地内、町道秋葉東西線延長95.4メートルを、道路法の規定により町道の変更認定をお願いするものであります。なお、変更内容は起点・終点を変更し、変更後の延長は156.4メートルとなります。

議案第56号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字野田地内、町道1007号線延長58.17メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第57号も、同じく有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字徳田地内、町道秋葉東西3号線延長80メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第58号は、有田川町副町長の選任の同意についてであります。

有田川町副町長、山崎博司氏の任期が平成26年6月13日をもって満了しますが、地方行政に精通している同氏を引き続き選任したいので、地方自治法第162号の規定により議会の同意をお願いするものであります。

議案第59号は、有田川町監査委員の選任の同意についてであります。

有田川町大字天満699番地、木下正昭氏を有田川町監査委員に選任にいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定より議会の同意をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（湊 正剛）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩中に、3階中会議室において全員協議会を開催しますので、よろしくお願いたします。開始時間は10時半と決めさせていただきます。

~~~~~

休憩 10時11分

再開 14時48分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

……………日程第4 報告第1号……………

○議長（湊 正剛）

日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度有田川町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第5 報告第2号……………

○議長（湊 正剛）

日程第5、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度有田

川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第6 報告第3号……………

○議長（湊 正剛）

日程第6、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第7 報告第4号……………

○議長（湊 正剛）

日程第7、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度有田

川町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第8 報告第5号……………

○議長（湊 正剛）

日程第8、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第9 報告第6号……………

○議長（湊 正剛）

日程第9、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度有田

川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

……………日程第10 報告第7号……………

○議長（湊 正剛）

日程第10、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第11 報告第8号……………

○議長（湊 正剛）

日程第11、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度有



田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第12 報告第9号……………

○議長（湊 正剛）

日程第12、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第13 報告第10号……………

○議長（湊 正剛）

日程第13、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度

有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第14 報告第11号……………

○議長（湊 正剛）

日程第14、報告第11号、平成25年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第15 報告第12号……………

○議長（湊 正剛）

日程第15、報告第12号、平成25年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第16 報告第13号……………

○議長（湊 正剛）

日程第16、報告第13号、平成25年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第17 報告第14号……………

○議長（湊 正剛）

日程第17、報告第14号、平成25年度有田川町浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第18 報告第15号……………

○議長（湊 正剛）

日程第18、報告第15号、平成25年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第19 報告第16号……………

○議長（湊 正剛）

日程第19、報告第16号、専決処分を求めることについて、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

報告第16号について、質疑をさせていただきます。

今回の主な改正であります。第1に、軽自動車や自動二輪などの税を引き上げること、2つ目に、法人税の標準税率の引き下げ、そして、建物の耐震化による固定資産税の減額となっております。当町においてそれぞれの見込み台数や件数、そして負担試算額や減額試算額を示していただきたいと思います。

そして、この自動車税などの引き上げ分と合わせて総額で、大体向こう3年間の見通しはどんな額を総額に見ておられるのか、その点についてもあわせて御答弁いただきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず、1点目の軽自動車税の見直しでございますけれども、影響額を26年度ベースで試算を行いますと、27年度で原付等二輪車分で、対象台数は6,315台が影響を受けます。それにより653万円の増となります。そして、28年度は27年度以降、新規登録者分が対象となりまして、703台が対象となります。それにより184万円の増となります。

そしてもう一つ、13年経過者分の重課でございますけれども、4,676台が対象となりまして、1,578万円が増額となります。これで合わせて約2,415万円の増を見込んでおります。この結果、27年度では、全体では軽自動車税9,237万7,500円となります。改正前の26年度では、その額は8,584万6,900円です。次に28年度では、軽四輪、また重課も合わせまして1億1,000万円となります。

そして、2つ目の法人住民税に係る法人税割の引き下げの影響ですけれども、これにつきましては、25年度ベースで試算しますと、法人税割1億688万7,000円のところが、2.6%引き下がりますと8,429万3,000円となります。この引き下げの額は2,250万円減額となります。

そして、3点目の耐震改修を行った場合の固定資産税の減額でございますけれども、この制度につきましては、昭和56年5月31日以前に新築した3階建以上、5,000平米以上の大規模な建物が対象となることから、本町では該当する建物はございません。

なお、これ以外は条文の整備と耐震関連の特例措置の廃止等であります。以上でございます。何とぞ御承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

報告第16号について、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正では、軽自動車や自動二輪車の税金を、また13年経過の車の重課税も20%となる引き上げの内容となっております。その内容は、先ほど御答弁いた

だいたとおりであります。この増税については、消費税増税で売り上げが落ちることを懸念する自動車業界の強力な働きかけで、自動車取得税を普通車で2%、営業用の普通車と軽自動車は1%引き下げるとなっております。つまり県税である自動車税が減税され、それに伴う町の減収分を軽自動車税などの引き上げで補うものだとされてます。総じて大型車には軽く、小型車には重くという傾向になっています。

有田川町に配分される自動車取得税交付金は、平成24年度で約5,362万円、平成20年度では1億676万円ありました。しかし、今回の値上げ分の試算を考えますと、これで減収分を賄えなければ、全体として町にとって減収となることも予測されます。また、仮にカバーできたとしても、減収にならなかったとしても、それは私たち町民の負担増という犠牲の上に立っているということになってしまいます。

自動車取得税交付金は、今後廃止と言われていきますから、平成26年度の税収増分8,500万円から平成26年度所得税交付金の予算額3,900万円を引くと4,600万円の増ということになりますが、平成20年度の取得税交付金1億676万円と平成28年度税収試算での対比では、224万円の増にしかなりません。また、今後自動車の購入台数もふえる見込みが成り立たないのではないのでしょうか。そういう点から考えますと、一層の町民負担税の道か、いずれにしましても、ますます町と町民の暮らしに負担を押しつける方向でしかありません。

また、公共交通機関が十分でない山間地区を抱えた我が町では、一家に2台、3台と軽自動車やバイクを所有しています。取得税は1回限りとありますが、軽自動車税は毎年かかってきます。また、法人税率の引き下げも税収減となりますから、以上の理由で反対の討論とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

ほかに討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第20 報告第17号……………

○議長（湊 正剛）

日程第20、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（湊 正剛）

起立多数であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第21 報告第18号……………

○議長（湊 正剛）

日程第21、報告第18号、専決処分の承認を求めることについて、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は、承認することに決定いたしました。

……………日程第22 報告第19号……………

○議長（湊 正剛）

日程第22、報告第19号、有田川町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第23 報告第20号……………

○議長（湊 正剛）

日程第23、報告第20号、財団法人有田川町ふるさと開発公社及び一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

先ほど全員協議会で、この件について副町長にお願いしておいたんですが、やっぱりこのふるさと開発公社の運営について、25年度から特別法人から一般法人に変わり、今後の運営について3カ月をめぐりとして執行部でふるさと開発公社の御意見を聞き、また今後、よりよいふるさと開発公社づくりのために、12月をめぐりにまた議会とも御相談していただきたいとこのようにお願いしたんですが、町長からの御感想をお願いしたいと思います。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

議員の皆さん方には、いつもふるさと開発公社のことでいろんな御提言をいただいております。本当に厳しい状況の中でありまして。ただ、去年はちょっと改築で何カ月か休んだ時期があつて決算になりましたけれども、ある程度は改善もできてきているところもあります。さらにこれを改善して、本当にこれで続けられるのか、られないのかということをしつかりと見詰めながら、また亀井議員おっしゃるように、12月をめぐりにまたいろんな方針を出して、12月議会で皆さん方に発表させていただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第31、議案第54号から日程第36、議案第59号までを先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第31、議案第54号から日程第36、議案第59号までを先に審議することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第31、議案第54号から日程第34、議案第57号までの4件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

……………日程第31 議案第54号から日程第34 議案第57号……………

日程第31、議案第54号から日程第34、議案第57号までの4件を一括議題とします。

一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第31、議案第54号から日程第34、議案第57号までの4件については、産業建設住民常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、日程第31、議案第54号から日程第34、議案第57号までの4件については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

……………日程第35 議案第58号……………

○議長（湊 正剛）

日程第35、議案第58号、有田川町副町長の選任の同意についてを議題とします。

（山崎博司君 退場）

○議長（湊 正剛）

本件は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。



これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、同意することに決定されました。

（山崎博司君 入場）

○議長（湊 正剛）

ただいま副町長に選任の同意がされました山崎博司君より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副町長、山崎博司君。

○副町長（山崎博司）

議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げたいと思います。

このたびの有田川町副町長の選任につきまして、全会一致で私を副町長に選任同意いただきました。本当にありがとうございます。初心を忘れず、全身全霊で職務を全うしたいと考えております。変わらず議員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますがお礼の言葉にかえさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。（拍手）

……………日程第36 議案第59号……………

○議長（湊 正剛）

続いて日程第36、議案第59号、有田川町監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

○議長（湊 正剛）

本件は、人事案件につき質疑、討論を省略させていただきますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本案は、同意することに決定しました。

ただいま監査委員に選任の同意がされました木下正昭監査委員が来られています。御挨拶をお願いしたいと思います。

(木下正昭君 入場)

○議長(湊 正剛)

監査委員、木下正昭君。

○監査委員(木下正昭)

議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいま今議会におきまして、監査委員として選任の同意を全員でいただきました木下でございます。大変ありがとうございました。私にとりましては重責ではございますが、監査委員としてその職務の重要性を深く認識し、公正かつ厳正なる監査を行うことにより、その職責を果たしてまいりたいと存じます。

議員の皆様方並びに関係各位の御指導と御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが御挨拶といたします。ありがとうございました。(拍手)

(木下正昭君 退場)

○議長(湊 正剛)

お諮りします。

日程第24、議案第47号から日程第34、議案第57号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湊 正剛)

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、6月19日木曜日、午前9時30分に開議します。

この後、委員会室において議会広報編集特別委員会を開催しますので、委員の方はよろしく願いいたします。

~~~~~

延会 15時17分